

●●● 2007年新年式

東弁会長挨拶

「若手会員にとっての東弁の役割と、格差社会に弁護士会が果たすべき役割」



2007年の東弁新年式が、1月10日午前10時30分から、弁護士会館クレオで開催された。出席者は240名で、会場はほぼ満席であった。

まず、吉岡桂輔会長から挨拶があった。先進会員、永年勤続職員、人権賞受賞者に対する祝意が表され、日本司法支援センターや裁判員制度といった新しい制度がはじまる中で、弁護士会の協力が必要であること、また、会員数が5000人を超えたが、若手会員にとって夢のある弁護士会としたい、さらに、格差社会といわれる中で弱者救済のためには、人権擁護活動がより重要であることなどが述べられた。

引き続き、来賓から祝辞を頂戴した。平山正剛日弁連会長は、司法制度改革以来、日弁連がプレゼンスを高めたが、21世紀は人権と調和の世界をめざす世紀としたい、京都の清水寺では400年後の建て替えに備えて植林をしている、我々も



将来に備えなければならないなどと述べられた。才口千晴最高裁判事は、最高裁の事件処理の速度が上がっていることなどを述べられた。長勢甚遠法務大臣は、自分は役人から政治家になったが、政治家になって、役人の言葉と一般人の言葉には乖離があると感じている、法律は国民のために存在するものだ、皆さんは裁判員制度を実施することに不安を感じているが、裁判員制度は法律の専門家ではない人に裁判をしてもらうので、そのことを広めれば国民の不安は解消するだろうなどと述べられた。また、白木勇東京地裁所長、栃木庄太郎東京地検検事正も祝辞を述べられた。

表彰式では、在会50年が21人、寿齢100歳が2人、寿齢90歳が4人、寿齢80歳が46人及び永年勤続職員が4人の計77人が表彰を受けた。被表彰者を代表して寿齢80歳の阿部三郎会員から、感謝の挨拶があった。

第21回を迎えた人権賞は、2006年度は「救援連絡センター」「特定非営利活動法人JFCネットワーク」「大谷藤郎」の2団体1個人（敬称略）が受賞し、選考経過の報告が人権賞選考委員会の西立野園子委員長（東京外国語大学教授）からあった（それぞれの受賞者のプロフィールはLIBRA2007年1月号17頁参照）。受賞団体には表彰状と副賞として賞金及びテミス像が贈られた。各受賞者からは、活動に対する苦労話と活動への熱い思いと今回の受賞の喜びの挨拶があった。

新年式に引き続き祝賀会が開催された。多数の来賓、会員の出席



のもとに、吉岡会長、被表彰者代表の阿部会員、西立野委員長による鏡開きではじまり、盛会であった。

なお、人権賞受賞者のインタビューを順次LIBRAに掲載予定である。

（総務委員会委員長 今井勝）

●●● 環境シンポジウム「まちづくり条例をかんがえよう！」 現状や問題点、可能性や限界について議論を深める

●シンポジウムの開催

2006年11月11日、公害・環境特別委員会主催による、環境シンポジウム「まちづくり条例をかんがえよう！」が弁護士会館クレオにて開催された。このシンポジウムでは、まちづくりについて、条例でどこまでどのような規制ができるのか、法律との関係でどのようなことが問題になるのかを主たるテーマとしたため、自治体関係者の参加が多かった。

●地方分権とまちづくり

地方分権はひとつの重要な社会テーマとなっているが、まちづくりも地方分権化の一環として地方自治体の固有の事務とされた。そこで、各地方自治体は、都市部を中心に増加・深刻化する開発競争に対する地域ルールとして創意工夫をこらしたまちづくり条例を制定し、一応の効果を上げているが、決め手とはなっていない。このシンポジウムは、まちづくり条例の現状や問題点、限界や可能性について、議論を深め、まちづくり条例について深い理解を得ることを目的とした。

●シンポジウムの内容

シンポジウムに先立ち、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県の全市に対し、まちづくり条例の有無、各々のまちづくり条例の制定動機、準拠法律の有無や履行確保の工夫、条例に対する評価等々のアンケートを行なった。

シンポジウム第1部では、そのアンケートの分析結果を会員が発表した。第2部では、都市政策の観点から横浜国立大学大学院工学研究院小林重敬教授、実務的な観点から藤川



眞行小田原市都市部長、法律学の観点から上智大学法科大学院北村喜宣教授らにそれぞれ講演をいただいた。第3部では、前記教授らによる「まちづくり条例の可能性と限界を考える」パネルディスカッションが行なわれた。

まちづくり条例には、数多くの課題があり、4時間にわたるシンポジウムではあったが、まだまだ時間が足りなかった。幸い、シンポジウムに対するアンケートでは、本シンポジウムは好評であり、また地方自治体関係者の中には、今後も、まちづくり条例についてさらなる議論を求める声が多かった。

●今後の課題

ほとんどのまちづくり条例において、まちづくりにおける住民の参画を規定している。地方自治の本旨が、住民自治にあることを考えると、まちづくりにおける住民の参画は、極めて重要であるが、本シンポジウムでは、検討の対象から外しており、これからの検討課題として残った。

(公害・環境特別委員会委員長 河東 宗文)

●●● 復興まちづくりの支援に関する協定締結 東弁を含む14団体と東京都、自治体では全国初

2007年1月11日、東京都庁において、東京弁護士会をはじめとする14団体と東京都は、震災後の復興施策を円滑に進めるための協定を、自治体では全国ではじめて締結した。

当会など14団体では、阪神・淡路大震災を教訓に2004年11月に「災害復興まちづくり支援機構」を設立し、これまでも都と連携して活動をおこなってきた。

協定では、震災後に都の要請にもとづき、弁護士・建築

士などの専門家で構成する「復興まちづくり支援班」を編成し、被災住民に対する法律相談・助言をおこなうほか、平常時から災害に強いまちづくりのための研修会や法律相談の実施など、都と連携した取り組みも盛り込まれている。

締結式では、石原慎太郎都知事からの挨拶に続き、14団体を代表して当会の吉岡桂輔会長から震災後の速やかな復興への協力をおこないたいとの挨拶があり、力強い握手をして締結した。

(担当副会長 瀧上 玲子)



写真提供：東京都